



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年12月27日火曜日 第371号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則..... (産業創出課) ...1030
 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... (林業政策課) ...1031
 建設業者許可申請等手続規則の一部を改正する規則..... (土木管理課) ...1031

告 示

指定区域の指定 (17件)..... (循環型社会推進課) ...1032
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ...1034
 愛媛県資源管理方針の変更..... (水産課) ...1034
 まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量..... (") ...1041
 まあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量..... (") ...1041
 指定納付受託者の指定..... (土木管理課) ...1041
 港湾施設の概要..... (港湾海岸課) ...1041
 土砂災害警戒区域の指定..... (砂防課) ...1041
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (3件)..... (") ...1042
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除..... (") ...1042
 公共測量の実施の通知 (2件)..... (道路維持課) ...1043
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ...1043
 土地改良区役員の就退任の届出 (2件)..... (東予地方局農村整備課) ...1046
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ...1047
 道路の区域変更 (県道鳥井喜木津線)..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ...1047
 道路の区域変更 (一般国道378号)..... (南予地方局西予土木事務所) ...1047
 道路の供用開始 (")..... (") ...1048

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (防災危機管理課) ...1048
 地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部を改正する訓令..... (土木管理課) ...1049

公営企業公告

感染性廃棄物処理業務 (処分) の委託..... (公営企業管理局総務課) ...1050

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第40号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則 (昭和30年愛媛県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例 (昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。) 第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。 使 用 料	愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例 (昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。) 第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。 使 用 料

区分	種別	細 別	単位	金額	備考
省略					
食品 産業 関係	食品 加工 用機 器	1～66 省略			
		67 溶液安定性評価装置	1時間	1,870円	
省略					

注 省略

手 数 料 省略

区分	種別	細 別	単位	金額	備考
省略					
食品 産業 関係	食品 加工 用機 器	1～66 省略			
省略					

注 省略

手 数 料 省略

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

○愛媛県規則第41号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>（貸付限度額並びに償還の期間及び方法）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の区分</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 <u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第24条第2項に規定する資金</u></td> <td><u>12年以内</u></td> <td><u>3年以内</u></td> </tr> <tr> <td>12 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 省略</p>	貸付金の区分	償還期間	据置期間	1～10 省略			11 <u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第24条第2項に規定する資金</u>	<u>12年以内</u>	<u>3年以内</u>	12 省略			<p>（貸付限度額並びに償還の期間及び方法）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の区分</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 省略</p>	貸付金の区分	償還期間	据置期間	1～10 省略						11 省略		
貸付金の区分	償還期間	据置期間																							
1～10 省略																									
11 <u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第24条第2項に規定する資金</u>	<u>12年以内</u>	<u>3年以内</u>																							
12 省略																									
貸付金の区分	償還期間	据置期間																							
1～10 省略																									
11 省略																									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第42号

建設業者許可申請等手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

建設業者許可申請等手続規則の一部を改正する規則

建設業者許可申請等手続規則（昭和47年愛媛県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（提出すべき書類の部数）</p> <p>第2条 省令第6条第2号（省令第11条、第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項において準用する場合を含む。）</p>	<p>（提出すべき書類の部数）</p> <p>第2条 省令第6条第2号（省令第11条、第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項において準用する場合を含む。）</p>

に規定する知事の定める数は、正本1通及び副本1通とする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合は、この限りでない。

に規定する知事の定める数は、正本1通及び副本1通とする。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1326号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

四国中央市三島紙屋町字出湧619番1、628番、633番2、634番、637番1及び637番2

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

○愛媛県告示第1327号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

新居浜市菊本町二丁目甲814番8及び甲814番13

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第1328号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

新居浜市惣開町乙1番23の一部及び乙1番27の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1329号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市旦之上甲1443番1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第1330号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市丹原町田野上方2131番1、2131番6及び2131番7

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

○愛媛県告示第1331号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

伊予郡砥部町川井549番2、554番1、555番1、557番1、558番1、559番1、559番3、560番2、561番2、562番、562番2、563番1、564番2及び566番4

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第2号

○愛媛県告示第1332号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

東温市山之内字古屋敷乙657番5

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第2号

○愛媛県告示第1333号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

伊予郡砥部町大角蔵553番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第1334号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

喜多郡内子町五百木1628番2の一部、1629番の一部、1630番の一部、1631番、1632番2の一部、1639番の一部、1640番の一部、1641番の一部、1655番の一部、1656番の一部及び1657番の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県八幡浜保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1335号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

南宇和郡愛南町下久家859番1、860番、861番及び862番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第1336号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

南宇和郡愛南町増田4136番1の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県宇和島保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1337号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

南宇和郡愛南町増田4163番1の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県宇和島保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1338号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

宇和島市伊吹町字四郎ヶ谷甲1465番、乙368番1、乙369番、乙370番、乙371番、乙372番1、乙372番2及び乙381番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第1号

○愛媛県告示第1339号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

南宇和郡愛南町緑甲1177番、甲1178番、甲1179番、甲1180番、甲1181番、甲1186番、甲1187番、甲1188番及び甲1189番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第13条の2第3号口

○愛媛県告示第1340号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

南宇和郡愛南町御荘和口917番1の一部（次の図のとおり）

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県宇和島保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1341号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

南宇和郡愛南町増田4113番1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第1342号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

南宇和郡愛南町増田3492番及び3493番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

○愛媛県告示第1343号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジ宇和島南店	宇和島市中沢町二丁目1番34号 外	荷さばき施設の位置及び面積	1箇所 120平方メートル	2箇所 135平方メートル	令和5年 8月13日	令和4年 12月12日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前7時から午後11時まで	午前9時から午後11時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時30分から午後11時30分まで	午前8時45分から午後11時30分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで	荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設2 午前6時から午前8時45分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1344号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、愛媛県資源管理方針（令和3年6月愛媛県告示第891号）を次のとおり変更した。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 資源管理に関する基本的な事項

(1) 本県の水産業の状況

本県の水産業は、平成30年には生産量で137,663トン、生産額は887億円に上り、全国でも上位に位置している。また、同

年における漁業経営体数は3,444経営体であり、水産業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展のためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基

づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を要請するものとする。

2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

(2) 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

(3) 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、(1)及び(2)の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年10月農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

(2) 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって

必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

6 その他資源管理に関する重要事項

(1) 漁獲量等の情報の収集

ア 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

イ 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

ウ また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

(2) 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

(3) 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び愛媛県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

(4) その他

資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源については、当該目標が定められるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて、漁獲努力量等のデータを収集して検証を行い、必要に応じ現行の資源管理の取組内容の改善を図る。

また、海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源管理体制の充実強化を図る。

7 愛媛県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この

資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は、「別紙1の1まいわし太平洋系群」から「別紙1の6まさば及びごまさば太平洋系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理の方針は、「別紙2の1かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3の1かたくちいわし瀬戸内海系群」から「別紙3の10いせえび」までに、それぞれ定めるものとする。

別紙1の1

1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まいわし漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地（以下「住所等」という。）がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙1の2

1 特定水産資源

まあじ

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まあじ漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙1の3

1 特定水産資源

くろまぐる（小型魚）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（4月から6月まで）、愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（7月から9月まで）、愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（10月から12月まで）、愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（1月から3月まで）とする。

(1) 愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業（4月から6月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

(イ) 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐる（小型魚）を採捕する漁業（以下「くろまぐる（小型魚）を採捕する漁業」という。）

(ウ) 漁獲可能期間

4月1日から同年6月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではな

い。)。

(2) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

7月1日から同年9月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)。

(3) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

10月1日から同年12月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)。

(4) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚

げた日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、原則として本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を直近3年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、おおむね1割を本県の留保枠とする。ただし、それぞれの知事管理区分への最低配分量は1トンとするとともに、国の留保からの配分、繰越分の追加配分及び年によって異なる漁場形成の変動等を十分に勘案して配分するものとする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の漁獲可能量を追加した場合において、融通により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加を行う時点が属する知事管理区分に当該追加分数量を配分することとし、融通以外により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加分数量を本県の留保枠とする。また、農林水産大臣が本県の漁獲可能量を削減した場合は、本県の留保枠から減じることとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の留保枠より多い場合は、その差分を当該削減を行う時点が属する知事管理区分から最低配分量の1トンを残して減じることとする。それでもなお本県留保枠及び知事管理漁獲可能量の削減量の合計が都道府県別漁獲可能量の削減量に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を削減することとする。

(3) 留保枠からの配分

本県の留保枠については、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)の漁獲実績が確定した後、原則として本県の当初配分のおおむね1割を残して愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(翌年1月から3月まで)に配分することとする。

ただし、知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えており又は超えるおそれがあると知事が認めた場合は、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、本県の当初配分のおおむね1割を残し、必要とする漁獲可能量を当該知事管理区分に配分するものとする。

(4) 漁獲可能量の繰越

知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えなかった場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量に加え、超えた場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量から減じることとする。それでもなお当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の削減量が前管理区分の超過分に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を減じることとする。ただし、前管理区分の超過分を減じた結果、当該知事管理漁獲可能量が1トンを下回る場合は、不足する量を留保枠から配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1の4

1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(大型魚)漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林水産省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のおおむね9割とし、おおむね1割を留保枠とする。なお、留保枠が1トン未満であるときは1トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から1トンを差し引いた数量とする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の都道府県別漁獲可能量を変更した場合には、当該変更数量の全量を本県の知事管理漁獲可能量から加減することとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の知事管理漁獲可能量より多い場合は、その差を留保枠から減じることとする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1の5

1 特定水産資源

するめいか

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県するめいか漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
小型機船底びき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙1の6

1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県まさば及びごまさば漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。こ

の場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙2の1

1 水産資源
かつお（中西部太平洋条約海域）

2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

3 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の1

1 水産資源
かたくちいわし瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚資源量を令和12年度末までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の2

1 水産資源
ひらめ瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚資源量を令和12年度末までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し

た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の3

1 水産資源
たちうお（太平洋中部及び南部海域のうち豊後水道東部）

2 資源管理の方向性
「海面漁業生産統計調査」において判断される資源水準を、令和12年度末までに中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の4

1 水産資源
まだい瀬戸内海中・西部系群

2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚資源量を令和12年度末までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の5

1 水産資源
ぶり

2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚資源量を令和12年度末までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いる

こととする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の6

1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量を令和12年度末までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の7

1 水産資源

たこ

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される資源水準を、令和12年度末までに中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の8

1 水産資源

あわび

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される資源水準を、令和12年度末までに中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の9

1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量を令和12年度末までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の10

1 水産資源

いせえび

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される資源水準を、令和12年度末までに中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

○愛媛県告示第1345号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度（令和5年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まいわし漁業	現行水準

○愛媛県告示第1346号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじに関する令和5管理年度（令和5年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まあじ漁業	現行水準

○愛媛県告示第1347号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

名称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号グランドフロント大阪タワーA	愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）別表5の表1の項、2の項、6の項及び6の2の項に掲げる手数料	令和5年1月1日から令和5年3月31日まで	令和4年11月1日

○愛媛県告示第1348号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

種類	位置	数量及び能力
航路	西条市今在家地先	面積 63.5ヘクタール 水深 -7.5メートル

○愛媛県告示第1349号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白井谷川-1 481-6001	宇和島市吉田町立間（次の図のとおり）	土石流
白井谷川-2 481-6002	宇和島市吉田町立間（次の図のとおり）	土石流

白井谷川-3 481-6003	宇和島市吉田町立間（次の図のとおり）	土石流
白井谷川-4 481-6004	宇和島市吉田町立間（次の図のとおり）	土石流
白井谷川-5 481-6005	宇和島市吉田町立間（次の図のとおり）	土石流
西ガ谷川-1 481-6006	宇和島市吉田町玉津（次の図のとおり）	土石流
西ガ谷川-2 481-6007	宇和島市吉田町玉津（次の図のとおり）	土石流
浅川2号谷 481-6008	宇和島市吉田町浅川（次の図のとおり）	土石流
南君川 481-6009	宇和島市吉田町南君（次の図のとおり）	土石流
中番所上川 481-6012	宇和島市吉田町北小路（次の図のとおり）	土石流

境谷川 (2) 208 - 78 - 20 2 b	宇和島 市津島 町御内 (次の 図のと おり)	土石流
丸穂南 203 - J - 20 01	宇和島 市丸穂 (次の 図のと おり)	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1350号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中ノ浦 445 - 17 70(1)	西予市三瓶町有網代 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中ノ浦 445 - 17 70(1)	西予市三瓶町有網代 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下ノ谷 A 461 - 27 41(1)	西予市明浜町依津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下ノ谷 A 461 - 27 41(1)	西予市明浜町依津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三十峯 川 445 - 1327	西予市三瓶町朝立 (次の図のとおり)	土石流	三十峯 川 445 - 1327	西予市三瓶町朝立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西予土木事務所及び西予市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1351号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柿原 E 203 - 60 01(1)	宇和島市柿原 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	柿原 E 203 - 60 01(1)	宇和島市柿原 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

御殿内 (B) 481 - 60 01(1)	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	御殿内 (B) 481 - 60 01(1)	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
境谷川 208 - 78 - 20 2 a	宇和島市津島町御内 (次の図のとおり)	土石流	境谷川 208 - 78 - 20 2 a	宇和島市津島町御内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1352号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
清水下組 483 - 60 01(1)	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	清水下組 483 - 60 01(1)	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久保 483 - 60 02(1)	北宇和郡鬼北町大字久保 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	久保 483 - 60 02(1)	北宇和郡鬼北町大字久保 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
清延 483 - 60 03(1)	北宇和郡鬼北町大字清延 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	清延 483 - 60 03(1)	北宇和郡鬼北町大字清延 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中ノ浦445-1770(1)	西予市三瓶町有網代(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中ノ浦445-1770(1)	西予市三瓶町有網代(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下ノ谷A461-2741(1)	西予市明浜町依津(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下ノ谷A461-2741(1)	西予市明浜町依津(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三十峯川445-1327	西予市三瓶町朝立(次の図のとおり)	土石流	三十峯川445-1327	西予市三瓶町朝立(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西予土木事務所及び西予市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1354号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和4年9月7日から
令和5年1月20日まで
- 3 作業地域 愛媛県新居浜市船木 地内

○愛媛県告示第1355号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和4年8月27日から
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町、愛媛県西予市宇和町

○愛媛県告示第1356号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年12月27日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ルネサスセミコンダクタマニファクチュアリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751

代表取締役社長 小澤 英彦

2 事業場の名称及び所在地

ルネサスセミコンダクタマニファクチュアリング株式会社
西条工場
西条市ひうち8-6

3 特定施設に関する事項

(1) A - 124

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	シリコンウエハー1時間当たり24枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	20
	最大	25

(2) A - 125

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の能力	シリコンウエハー1時間当たり24枚処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手1ヶ月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 20 最大 35

(3) A - 126

特定施設の種類		政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の能力		シリコンウエハー1時間当たり100枚処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手1ヶ月後
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.11 最大 0.22
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.03 最大 4.06
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 20 最大 35

(4) A - 127

特定施設の種類		政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の能力		シリコンウエハー1時間当たり75枚処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手1ヶ月後
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.4 最大 0.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 18.5 最大 37.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 20 最大 35

(5) A - 128

特定施設の種類		政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の能力		シリコンウエハー1時間当たり74枚処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手1ヶ月後
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.03 最大 4.06
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 20 最大 35

	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 12.0 最大 24.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 20 最大 35

(6) E - 89

特定施設の種 類	政令別表第1第63号 水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり0.06立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.7 最大 5.7
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5 最大 10

(7) E - 90

特定施設の種 類	政令別表第1第63号 水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり0.2立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1ヶ月後	

使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.7 最大 5.7
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5 最大 10

(8) E - 91

特定施設の種 類	政令別表第1第63号 水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり0.2立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.7 最大 5.7
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5 最大 10

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処理施設の種類及び型式	弗素含有廃水処理施設		
処理施設の構造	コンクリート、FRP、SS製		
処理施設の主要寸法	縦 15,550ミリメートル 横 20,250ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処理施設の能力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0	通常 8.0~10.0 最大 8.0~10.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.1 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 25 最大 40	通常 15 最大 35
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 180 最大 278	通常 4.51 最大 7.45	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680	

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処理施設の種類及び型式	酸アルカリ廃水中和処理施設		
処理施設の構造	コンクリート、エポキシ樹脂		
処理施設の主要寸法	縦 6,050ミリメートル 横 18,950ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		

処理施設の能力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.0~10.0 最大 3.0~10.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 7.91 最大 9.36	通常 7.91 最大 9.36
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28.7 最大 52.8	通常 28.7 最大 52.8
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.35 最大 7.96	通常 1.35 最大 7.96	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 6.5 最大 7.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 24.5 最大 40.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 21.3 最大 40.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.99 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,295 最大 9,000	

備考 この他に、雨水専用排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第1357号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、

西条市東予土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年12月27日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	藤岡 芳秀	西条市周布1815番地
"	西山 久智	西条市北条243番地
"	今井 敬三	西条市玉之江293番地
"	矢野 要	西条市壬生川848番地1
"	一色 和成	西条市三津屋370番地
"	柳瀬 豊明	西条市壬生川554番地3
"	一色 賢二	西条市円海寺286番地1
"	一色 雅典	西条市明理川182番地
"	中路 芳正	西条市喜多台76番地
"	三宅 収	西条市吉田249番地
"	長井 昭次	西条市黒谷甲451番地

"	丹 幸太	西条市河原津新田甲121番地10
"	近藤 政晴	西条市高田795番地2
"	山田 好一	西条市広岡564番地
監事	一色 司	西条市吉田347番地13
"	高橋 建悟	西条市北条1358番地2

○愛媛県告示第1358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年12月27日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	田村 順治	新居浜市田所町2-34

○愛媛県告示第1359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年12月27日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第38号 令和4年12月19日	伊予郡砥部町重光384番1、384番3	伊予郡砥部町原町4番地 タイガーズマンション麻生303号 二宮 政人

○愛媛県告示第1360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町小島甲905番地先から 同町小島甲1221番1地先まで	旧	メートル 4.1~10.0	キロメートル 0.161	
		西宇和郡伊方町小島甲904番1から 同町小島甲1221番1地先まで	新	6.8~18.0	0.161	

○愛媛県告示第1361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	西予市明浜町宮野浦乙488番3から 同町宮野浦乙488番4まで	旧	メートル 6.7~17.4	キロメートル 0.037	
		西予市明浜町宮野浦乙488番3から 同町宮野浦乙486番2まで	新	6.7~29.2	0.037	

○愛媛県告示第1362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市明浜町宮野浦乙488番3から 同町宮野浦乙486番2まで	令和4年12月27日

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前								
別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項				別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者					知事	専決者		
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長	課 長					防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
防 災 危 機 管 理 課	1～4 省略					防 災 危 機 管 理 課	1～4 省略					
	5 重要 施設周 辺及び 国境離 島等に おける 土地等 の利用 状況の	1 注視区域又は特別注視区域の 指定に係る意見の具申	—									
		2 利用者等関係情報の提供（第 7条第1項、第13条第5項）		—								
		3 内閣総理大臣に対する協力 （第22条）		—								

調査及び利用の規制等に関する法律の施行に関する事務（他の主管に属するものを除く。）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第19号

地 方 局

地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月27日

愛媛県知事 中村時広

地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部を改正する訓令

地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領（昭和30年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の収納)</p> <p>第2条 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第5条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により、知事に対する許可の申請（許可の更新の申請を含む。以下同じ。）があつた場合は、許可申請書又は許可更新申請書（以下「許可申請書等」という。）の正本に所定の収入証紙を貼付させなければならない。<u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた申請については、この限りでない。</u></p> <p>(収入証紙貼付済証印)</p> <p>第3条 前条本文の規定により収入証紙の貼付があつたときは、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第4条に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(申請の却下)</p> <p>第5条 前条の規定により補正を命じても、申請者が、なおその欠陥を補正しないとき、又は所定の収入証紙の貼付その他の適切な方法により手数料を納付しないときは、申請を却下するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(申請書の保管)</p> <p>第10条 第2条本文の規定により収入証紙を貼付した申請書は、地方局長が保管しなければならない。</p>	<p>(手数料の収納)</p> <p>第2条 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第5条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により、知事に対する許可の申請（許可の更新の申請を含む。以下同じ。）があつた場合は、許可申請書又は許可更新申請書（以下「許可申請書等」という。）の正本に所定の収入証紙を貼付させなければならない。</p> <p>(収入証紙貼付済証印)</p> <p>第3条 前条____の規定により収入証紙の貼付があつたときは、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第4条に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(申請の却下)</p> <p>第5条 前条の規定により補正を命じても、申請者が、なおその欠陥を補正しないとき、又は所定の収入証紙を貼付しない_____ときは、申請を却下するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(申請書の保管)</p> <p>第10条 第2条____の規定により収入証紙を貼付した申請書は、地方局長が保管しなければならない。</p>

別記様式（第8条関係） 副申書

省略

土木事務所長

省略

省略

注 省略

別記様式（第8条関係） 副申書

省略

土木事務所長

印

省略

省略

注 省略

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年12月27日

愛媛県立中央病院長

菅 政 治

1 入札に付する事項

(1) 件名

感染性廃棄物処理業務委託（処分）

(2) 委託業務名及び予定数量

感染性廃棄物処理業務委託（処分）：約4,800,000リットル

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 電子マニフェスト（JWNET）を導入していること。（導入予定含む）

(5) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 6523

(2) 入札書の受領期限

令和5年2月22日（水）午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

令和4年12月27日（火）から令和5年1月30日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和5年2月22日（水）午後1時30分

愛媛県立中央病院 新職員宿舍会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、令和5年1月30日（月）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に

基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4 ,800 ,000 liters
- (2) Time limit of tender: 1:30 p .m . , 22 February 2023
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General and Medical Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 6523